

フリーランス保護法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律） 全26条(§ 1～ § 26)

第1章 総則

§ 1 目的

・この法律は何のために作られた？



フリーランスの
①取引の適正化、
②就業環境の整備
を図るため

§ 2 定義

・フリーランスとは？



① 従業員がいない
個人事業主

② 代表者以外に役員・従業員がいない法人

→ひとりで事業を営んでいる人



第2章 取引の適正化

1. 取引条件の明示



§ 3

2. 報酬支払期限の限定



§ 4

3. 長期契約での禁止事項



§ 5

上記のルールを守らせるための制度 § 6～11

第3章 就業環境の整備

1. 募集情報の的確な表示



§ 12

2. 妊娠・出産・育児・介護への配慮



§ 13

3. ハラスメント対応体制の整備



§ 14

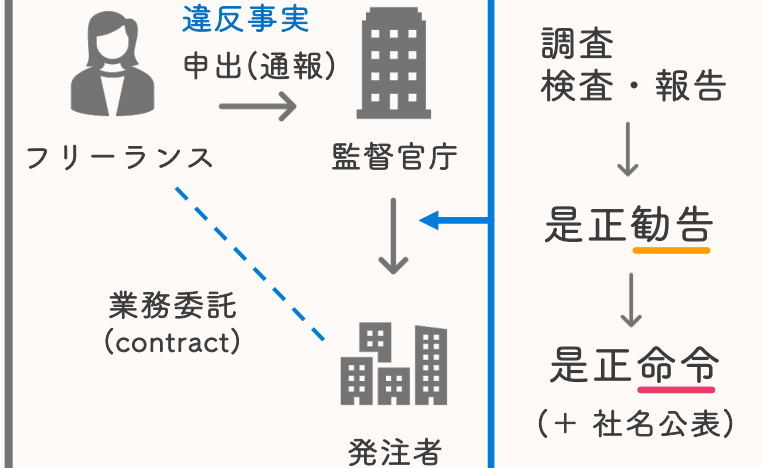
4. 継続的契約の解除予告



§ 16

上記のルールを守らせるための制度 § 17～20

ルールを守らせるための制度



第4章 雑則

§ 21

・国による相談
対応体制の整備

§ 22

・所管(監督)
官庁による指
導・助言

第5章 罰則

・是正命令違反
・虚偽報告, 検査
拒否等
→ 50万円以下の
罰金(§ 24)

・ハラスメント対
応体制整備に関す
る虚偽報告, 検査
拒否等
→ 20万円以下の
過料(§ 26)